

## 新潟県地域福祉権利擁護センターより生活支援員の皆様へ

生活支援員の皆様には、日ごろから本事業の実施にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。ごさいます。

さて、新年度になり人事異動や基幹的社会福祉協議会の増設等により、新潟県地域福祉権利擁護センター、基幹的社会福祉協議会の職員、専門員の交代等がありましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

### 新任のあいさつ

#### 新潟県地域福祉権利擁護センター 所長 若槻 勝則

この4月に新潟県地域福祉権利擁護センター所長に着任いたしました。

初めて福祉という仕事に従事して、まもなく3ヶ月が過ぎようとしています。

地域福祉権利擁護センターに勤務して体験させていただいたことは、まさに福祉の基本理念でもある、個人の尊厳の保持、自立支援、個人が選択していく福祉という、福祉の権利性を確立していくことであると感じています。

遠方で一人暮らしをする高齢の親の衰えを心配する相談、記憶力が低下しさらに判断能力が衰え、金銭管理に対する不安感などから物盗られ妄想のある方の相談など、従来の福祉ではあいまいだった部分の制度化で、この事業に対して大きな期待が寄せられています。

認知症高齢者、知的、精神障害者の方々の気持ちを尊重しながら、地域生活をどのように支えていくのか、権利を守っていくのかを新潟県地域福祉権利擁護センターの4人の職員が全身全霊を傾注して取り組んでいます。

また、県内8基幹的社会福祉協議会の8名の専門員、各市町村社協の生活支援員、関係機関の皆様が日夜利用者の支援や見守りに取り組んでいます。そのような皆様の地道な支えによって、利用者が地域で安心して生活ができるものと感じております。

地域福祉権利擁護事業を必要としている人たちに、的確に情報が届くよう配慮し、関係者、また利用者の皆様とともにこの制度を守り育て、よりよい制度にしたいと願っております。



---

## 基幹的社協専門員より生活支援員の皆様へ

---

### 新任のあいさつ

#### 十日町市社会福祉協議会 徳永 典子 専門員

生活支援員の皆様、いつも利用者の気持ちを大切にご支援いただきありがとうございます。この4月より、十日町市、津南町地域について、魚沼市社協より引継ぎをさせていただきました。基幹的社協として、また専門員としても右往左往しながらヨチヨチ歩きを始めています。が、誠意と熱意をフル回転させ、利用者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう生活支援員の皆様と共にお手伝いさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 交代のあいさつ

#### 佐渡市社会福祉協議会 隅田 ひとみ 専門員

4月1日より佐渡市社会福祉協議会で専門員をさせていただいております。ここまで、経験不足、知識不足、忍耐力不足のため行く先々で壁にぶち当たり、その都度県社協、生活支援員を初めとする大勢の方々に教えていただきながら、何とかやってこられた2ヶ月間でした。本当にありがとうございます。

この事業を行なっていく中で、最近「支えあう」という言葉を強く実感する場面に遭遇します。支えあうのが家族だったら理想なのでしょうが、社会にそのようなシステムがあり、そのシステムを使うことが出来ることを知っていれば、安心して生きていくことができるような気がします。自分一人では出来ないことが、他の人々の智慧を借り他の人々と協力することによって出来るようになる。ハンディキャップを持つ人たちが、普通に地域の中で生きていくことのできる社会づくりの一端を担う本事業の需要は、高齢化や核家族化が進む中益々高まっていくと思います。私もそのような事業に関わる機会をいただいたことに感謝しています。今後ともご指導を宜しくお願いいたします。

---

### 退任のあいさつ

#### 新潟市社会福祉協議会 長谷川 悦子 専門員

このたび新潟市社協を退職し、専門員の職を辞することになりました。

生活支援員の皆様、地元社協・関係機関の皆様、これまで大変お世話になりました。皆様と手をつないで事業を進めてきた6年9ヶ月は私の人生にとって宝物となりました。心から感謝申し上げます。

今、地域福祉権利擁護事業は地域生活支援の要として各方面から注目されてきています。ご本人の意思を大切に、ご本人に寄り添い、ますます信頼される制度として発展することを祈っております。本当にありがとうございました。



## 地域福祉権利擁護事業 生活支援員登録者数等一覧

平成18年4月30日現在

### 〔新発田市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新発田市	12	6	50%
2	村上市	2	1	50%
3	阿賀野市	10	2	20%
4	胎内市	5	2	40%
市計		24	9	38%
北蒲原郡				
5	聖籠町	2	-	0%
北蒲原郡計		2	-	0%
東蒲原郡				
6	阿賀町	5	-	0%
東蒲原郡計		5	-	0%
岩船郡				
7	関川村	3	-	0%
8	荒川町	2	1	50%
9	神林村	2	2	100%
10	朝日村	3	1	33%
11	山北町	3	1	33%
12	粟島浦村	2	-	0%
岩船郡計		15	5	33%
新発田エリア合計		46	14	30%

### 〔新潟市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新潟市	52	35	67%
市計		52	35	67%
新潟エリア合計		52	35	67%

### 〔三条市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	三条市	17	10	59%
2	加茂市	3	3	100%
3	見附市	10	1	10%
4	燕市	17	8	47%
5	五泉市	8	5	63%
市計		55	27	49%
西蒲原郡				
6	弥彦村	6	4	67%
西蒲原郡計		6	4	67%
南蒲原郡				
7	田上町	5	1	20%
南蒲原郡計		5	1	20%
三条エリア合計		66	32	48%

### 〔長岡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	長岡市	40	30	75%
2	柏崎市	17	12	71%
市計		57	42	74%
三島郡				
3	出雲崎町	4	4	100%
三島郡計		4	4	100%
刈羽郡				
4	刈羽村	1	-	0%
刈羽郡計		1	-	0%
長岡エリア合計		62	46	74%

### 〔魚沼市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	魚沼市	18	17	94%
2	小千谷市	3	3	100%
3	南魚沼市	8	1	13%
市計		29	21	72%
北魚沼郡				
4	川口町	2	1	50%
北魚沼郡計		2	1	50%
南魚沼郡				
5	湯沢町	1	1	100%
南魚沼郡計		1	1	100%
魚沼エリア合計		32	23	72%

### 〔十日町市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	十日町市	14	8	57%
市計		14	8	57%
中魚沼郡				
2	津南町	2	2	100%
中魚沼郡計		2	2	100%
魚沼エリア合計		16	10	63%

### 〔上越市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	上越市	52	31	60%
2	糸魚川市	9	4	44%
3	妙高市	7	3	43%
市計		68	38	56%
上越エリア合計		68	38	56%

### 〔佐渡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	佐渡市	32	19	59%
佐渡エリア合計		32	19	59%

新潟県内総合計	374	217	58%
---------	-----	-----	-----

※一人で複数の利用者を担当している生活支援員もいます。



# 新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成18年4月末日)

※利用者の住所(契約時)に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位:人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	7	14	8		29
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		1		4	5
聖籠町					0
胎内市	1	3			4
阿賀町		1	5		6
関川村					0
荒川町		1	1		2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町		1			1
粟島浦村					0
計	10	25	15	5	55
新潟市	6	51	53	33	143
計	6	51	53	33	143
三条市	6	15	9	9	39
加茂市	1	4	1		6
見附市		3	3	1	7
燕市	6	14	7	4	31
五泉市	1	5	5	2	13
弥彦村	1	5	2		8
田上町			1		1
計	15	46	28	16	105

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	7	55	32	33	127
柏崎市	2	15	6	6	29
出雲崎町		6	3	3	12
刈羽村					0
計	9	76	41	42	168
魚沼市	3	36	48	6	93
小千谷市	3	4	8	3	18
南魚沼市		2	7	2	11
川口町		1	1		2
湯沢町		1	3	1	5
計	6	44	67	12	129
十日町市	4	15	29	9	57
津南町		6	17		23
計	4	21	46	9	80
上越市	6	65	23	42	136
糸魚川市	1	6	3	4	14
妙高市	1	3	1	2	7
計	8	74	27	48	157
佐渡市	12	31	30	7	80
計	12	31	30	7	80
合計	70	368	307	172	917



相談継続…契約に向け専門員が  
対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員に  
よる対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、  
実際利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。

地域福祉権利擁護事業  
生活支援員だより  
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター(新潟県社会福祉協議会内)  
〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階  
電話:025-281-5584 E-mail:kenriyogo@fukushiniigata.or.jp  
FAX:025-285-0303 http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/